

# アパート・マンション・二世帯住宅等の所有者や管理者の皆様へ 上下水道課からのお知らせ

平成25年10月1日より連合専用の申請を受付します

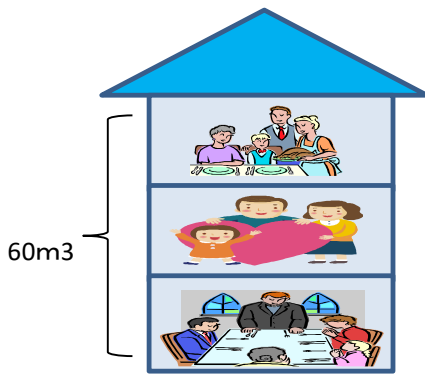
☆ 中城村では、1個のメーターを二世帯以上の住宅で使用している所有者からの申請により、「**連合専用**」に変更することが出来ます。

☆ 水道料金は、使用量が多くなればなるほど、単価が高くなるよう設定されています。(通増料金制といいます。)

連合専用とは、各戸が均等に使用したものととして料金を計算するため、使用水量によっては、全体を1戸として計算する場合に比べ、料金が安くなります。

例： 世帯数**3**世帯 使用水量**60**m<sup>3</sup>(上水道のみ税抜で計算した場合)

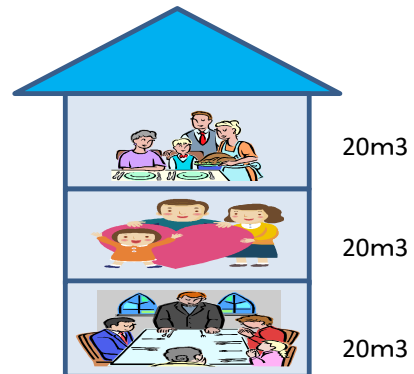
## 連合専用適用前



使用水量『 <b>8m<sup>3</sup></b> 』まで基本料金
基本料金 8m <sup>3</sup> 1,114円
超過分 52m <sup>3</sup> 10,755円
上水道のみ 11,869円



## 連合専用適用後



使用水量『 <b>24m<sup>3</sup></b> 』まで基本料金
基本料金24m <sup>3</sup> 3,342円(1,114円×3世帯)
超過分 36m <sup>3</sup> 6,840円
上水道のみ 10,710円

### ★連合専用適用の要件

- ◇各戸(室)が明確に区分され、それぞれに台所、浴室、トイレがある。
- ◇各戸(室)の使用者が異なっている。
- ◇二世帯住宅の場合、専用区分が明確で、それぞれ独立した台所、浴室、トイレがあり親子などの二世帯がそれぞれ生活を営んでいることが必要です。
- ◇各戸(室)に住居・店舗・事務所等(業務用)が混在する場合も適用があります。  
ただし、店舗・事務所等のみは適用できません。  
入居、空き部屋等関係なく、全体の戸数です。
- ◇下水道使用料もこの申請で同様の適用となります。
- ※上下水道課が水道料金を各使用者ごとに請求する制度ではありません。また、請求した料金の各使用者への割り振りも行いません。

### ■申請や詳しい内容について

連合専用で水量が少ない場合はかえって料金が高くなる場合がありますので、転居等に伴い使用水量に増減があったときはお早めに変更・廃止の届けを行って下さい。

詳細については、上下水道課総務係(895-5280)までお問い合わせ下さい。